

事業者の責務と実効性の担保

1 条例による努力義務規定の整備

法準則より緩和を受けようとする企業に対して、緑化の推進のほか、生活環境に資する取組に関してガイドラインを作成し、ガイドラインに沿うよう努力義務を課す。

【小牧市】

- 緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、当該特定工場の周辺地域の生活環境の保全等に配慮した緑地の整備に努めるものとする（市準則条例第5条）。

【秦野市】

- 緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場が法準則より低い割合で整備するときは、緑地の質的な充実、地下水の涵養施設の整備、緑化の推進に役立てる活動及び特定工場の周辺地域における生活環境の保全に役立つ取組を実施するよう努めなければならない。（市準則条例第5条）

2 条例による義務規定の整備

法準則より緩和を受けようとする企業に対して、代替緑地の確保など義務を課す。

【尼崎市】

- 法準則による緑地の最低の面積を下回るときは、市長が別に定める基準により、工場緑化等を行わなければならない。（市準則条例第5条）
- 市長は、工場緑化等対象事業者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該工場緑化等対象事業者の氏名又は名称、当該勧告の内容及び当該勧告に対する工場緑化等対象事業者の対応の状況その他規則で定める事項を公表することができる。（市準則条例第12条）。